

高浜町結婚祝い金支給要件チェックシート

申請者	
-----	--

配偶者又は パートナー	
----------------	--

※下記質問に対し、**太枠内**の「はい」か「いいえ」に○をつけて回答して下さい。

※1～6の質問のいずれかに「いいえ」がある場合は支給要件を満たさないため、申請できませんのでご了承ください。

※「はい」に○をつけたものについては、それぞれ町確認欄に記載の添付資料を申請書に添付し提出してください。

	要 件	はい・いいえ	※町確認欄
1	婚姻届の提出又は、パートナーシップ宣誓書受領証の交付から3か月以内ですか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本の添付 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証の添付
2	夫婦(パートナー世帯)とも高浜町に住民登録をして、実際に居住していますか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 住民票の添付
3	夫婦(パートナー世帯)のどちらか一方の年齢が49歳以下ですか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
4	夫婦(パートナー世帯)ともに、過去において祝い金の支給を受けていませんか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
5	祝い金支給後、婚姻(パートナー関係)の解消をすることなく、永住又は3年以上高浜町に居住する意思はありますか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
6	町税の滞納はありませんか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 納税証明書の添付
7	夫婦(パートナー世帯)の合計所得が340万円未満ですか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 夫婦(パートナー世帯)それぞれの所得証明書又は、源泉徴収票の写しの添付
↓ 7が「いいえ」の場合は次もお答えください。			
8	結婚を機に夫婦(パートナー世帯)の双方又は一方が離職又は転職されましたか	はい・いいえ	
	<離職された場合> 離職された月の翌月の夫婦(パートナー世帯)の所得合計額に12を乗じて得た額が340万円未満、かつ、離職された方が結婚後1年間、就職する予定はありませんか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 離職証明の写しの添付 <input type="checkbox"/> 離職した翌月の所得合計額が確認できる書類
	<転職された場合> 転職された月の翌月の夫婦(パートナー世帯)の所得合計額に12を乗じて得た額が340万円未満ですか	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 離職証明の写しの添付 <input type="checkbox"/> 転職した翌月の所得合計額が確認できる書類
審 査 結 果			認 定 ・ 不 認 定

※ここでいう結婚とは、民法(明治29年法律第89号)第739条の規定による婚姻の届出をすること又は福井県パートナーシップ宣誓制度実施要項(令和5年11月1日施行)第7条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証(以下「パートナーシップ宣誓書受領証」という。)の交付を受けることをいう。